

令和5年12月22日
午後2時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（15名）

1番	板倉克典	2番	那須英二
3番	小久保照枝	4番	堀岡敏喜
5番	加藤明由	6番	佐藤仁志
8番	江崎貴大	9番	加藤克之
10番	高橋八重典	11番	鈴木みどり
12番	早川公二	13番	平野広行
14番	三浦義光	15番	佐藤高 清
16番	大原 功		

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

12番	早川公二	14番	三浦義光
-----	------	-----	------

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安藤正明	副 市 長	村瀬美樹
教 育 長	高山典彦	総 務 部 長	伊藤淳人
市民生活部長	柴田寿文	健康福祉部長兼 福祉事務所長	山下正己
建 設 部 長	立石隆信	教 育 部 長	渡邊一弘
健康福祉部次長兼 保険年金課長	佐藤雅人	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	小笠原己喜雄
教育部次長兼 歴史民俗資料館長兼 図書館長	伊藤隆彦	監 査 委 員 長 事 務 局 長	大木弘己
総 務 課 長	横江兼光	財 政 課 長	村田健太郎
人事秘書課長	山森隆彦	企 画 政 策 課 長	佐藤文彦
防 災 課 長	太田高士	税 務 課 長	岩田繁樹
収 納 課 長	細野英樹	市 民 課 長 兼 十四山支所長兼 鍋田支所長	服部朋夫
環 境 課 長	梅田英明	市 民 協 働 課 長	藤井清和
観 光 課 長	浅野克教	健 康 推 進 課 長	山守美代子
福 祉 課 長	後藤浩幸	介 護 高 齢 課 長	安井幹雄

児童課長	飯田宏基	総合福祉センター所長兼 十四山総合福祉センター所長兼 いこいの里所長	中山義之
産業振興課長	上田忠次	土木課長	神野忠昭
都市整備課長	三輪秀樹	下水道課長	水谷繁樹
学校教育課長	田畑由美子	生涯学習課長兼 十四山スポーツセンター館長	飯塚義子

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐野智雄	議事課長	田口邦郎
書記	川村紀子		

7 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第34号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第35号 弥富市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第4 議案第36号 弥富市十四山公民館条例及び弥富市十四山体育館条例の一部改正について
- 日程第5 議案第37号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第38号 弥富市子ども医療費支給条例の一部改正について
- 日程第7 議案第39号 関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の変更について
- 日程第8 議案第40号 令和5年度弥富市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第41号 令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第42号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第43号 弥富市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第44号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第45号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第46号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第47号 令和5年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

- 日程第16 議案第48号 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第49号 令和5年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 請願第2号 給食費の無料化および子育て支援の拡充を求める請願
- 日程第19 請願第3号 高齢者がいきいきと生活できるよう支援を求める請願
（追加提案）
- 日程第20 議案第50号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第21 議案第51号 令和5年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第22 発議第5号 斑点米カメムシ類による農作物被害に伴う早期駆除支援及び収量減少に伴う経済支援を求める意見書の提出について
- 日程第23 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時00分 開議

○議長（平野広行君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、早川公二議員と三浦義光議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第34号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第35号 弥富市立学校設置条例の一部改正について

日程第4 議案第36号 弥富市十四山公民館条例及び弥富市十四山体育館条例の一部改正について

日程第5 議案第37号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第6 議案第38号 弥富市子ども医療費支給条例の一部改正について

日程第7 議案第39号 関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の変更について

日程第8 議案第40号 令和5年度弥富市一般会計補正予算（第4号）

日程第9 議案第41号 令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第42号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第43号 弥富市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第44号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第45号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第46号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第15 議案第47号 令和5年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第16 議案第48号 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第17 議案第49号 令和5年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（平野広行君） この際、日程第2、議案第34号から日程第17、議案第49号まで、以上16件を一括議題とします。

本案16件に関し、審査の経過と結果の報告を各常任委員長に求めます。

まず、高橋八重典総務建設委員長。

○総務建設委員長（高橋八重典君） それでは、総務建設委員会委員長報告をさせていただきます。

総務建設委員会に付託されました案件は、議案第34号弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正についてをはじめ6件です。

本委員会は、去る12月15日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第34号弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について、議案第39号関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の変更について及び議案第42号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第45号弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上6件を一括審査しました。

委員から、通告にて、議案第39号について、資材費等の物価高騰や労務費の上昇により、協定金額が8億3,000万円増加されるとのことだが、工事が完了する令和12年まで今回の予算で収まる見込みなのかとの質問に、市側より、変更協定額の増額分8億3,000万円については、建設資材、労務費の価格上昇等の理由による増額に合わせて、現在の計画を基に、現計画の機能を損なわない範囲での工事費削減についても検討をし、算出した金額ですので、現段階においてこの金額以内で事業が完了する予定です。しかしながら、今後の物価変動や工事進捗に伴う想定外の要素により、協定金額の変更の可能性は完全に否定できないと考えており、今後自由通路等の整備を進める中においても、鉄道事業者と削減項目を検討し、機能を損なわない範囲において、さらなるコスト削減に努めていくとの答弁がありました。

また、委員から、議案第39号について、自由通路等整備事業の執行体制はどうなっているのかとの質問に、市側より、他の公共事業とは異なり、鉄道事業者が所有、管理する鉄道軌道内を含む敷地及び施設内において、鉄道運行の安全確保が強く求められ、設計や施工方法においても高度に専門的な考慮が必要であり、設計・施工が行える業者も限られること等、非常に特殊性の高い工事です。このため、この工事における本市の執行体制としましては、建設工事公衆災害防止対策要綱においても、この特殊性に鑑み、やむを得ず直接軌条、架線等に接触するような工事は、他の工事のために必要な工事であっても、軌道の安全確保の点から原則として鉄道工事事業者に委託するべきであるとされていることから、事業主体である弥富市が鉄道事業者に工事を委託することにより、安全で確実な事業を実施するものです。

このような委託事業については、平成20年12月25日に、国土交通省関係局課長、JR各社工事関連部長、民鉄協会土木部会長の間で交わされた公共工事における鉄道委託工事を行う

場合の透明性の確保の徹底に関する申し合わせにおいて、事業実施主体と鉄道事業者が委託工事に関し取り組むべき事項として記載されており、全国的にこの申合せに基づいて委託工事が実施されています。

この透明性の確保に関する申し合わせには、工事施工協定締結時、年度協定締結時、鉄道事業者の請負契約締結後及び完了時、年度協定に関わる起算払い時、各年度協定の清算時のそれぞれの時点で取り組むべき事項が上げられており、その中で鉄道事業者から提出され、資料が決められています。

また、令和4年4月1日に締結しました工事協定書にも、工事の執行に当たり、相互に公正性、透明性の確保に努めることとされていますので、事業を進める各段階において透明性の確保に関する申し合わせに記載された関係書類の提出を求め、その内容を確認し、不明な点は鉄道事業者に確認しながら事業を進めてまいりますとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、議論に入り、議案第39号関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の変更については、この事業の原資がほぼ税金で、弥富市の負担が大きい、また協定の変更について、金額以外の情報が開示されていない。議案第42号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について及び議案第43号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、消費税増税、物価高騰の中、中小零細企業で働く市民は給与が上がらず、賞与はもっと期待できない状況である。その中で市民の理解が得られるか疑問であるとの反対討論があり、採決の結果、議案第34号は全員賛成で原案を了承、議案第39号、議案第42号及び議案第43号の3件については賛成多数で原案を了承、議案第44号及び議案第45号の2件については全員賛成で原案を了承したことを御報告し、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、江崎貴大厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（江崎貴大君） 厚生文教委員会の委員長報告をいたします。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第35号弥富市立学校設置条例の一部改正についてははじめ7件です。

本委員会は、去る12月18日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第35号弥富市立学校設置条例の一部改正についてから議案第38号弥富市子ども医療費支給条例の一部改正についてまで及び議案第46号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につ

いて、以上5件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、議案第35号について、十四山中学校が廃止となればそこから離れていくと思うが、その辺りはどのように考えているのかとの質問に、市側より、十四山中学校区の地域には中学校の閉校に伴う寂しさがあると思いますが、十四山中学校が弥富中学校へ編入することにより、新しい多くの仲間ができ、これまで以上に多様な考え方に触れ合い、集団で行う教育活動も可能な教育環境となります。編入合併は子供たちの教育環境のことを第一に考え進めているものであるため、今以上に地域から愛される中学校となるよう努めてまいりますとの答弁がありました。

また、委員から、十四山地域は市街化調整区域で、人が住みにくい地域である。今までは学校があるから人が住んでいた。今後、中学校がなくなると人が移動してしまわないかとの質問に、市側より、子供たちは毎日十四山地域から弥富中学校へ通うわけですから、子供たちがいなくなるというわけではないと思いますとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、議案第35号弥富市立学校設置条例の一部改正については、この地域は人口が徐々に減少していく地域である。そうした中、学校までなくなってしまうと、そこへ移り住もうという人はもともとあまりいないが、残る人も少なくなってしまうと考えられるため、もっと地域の意見に耳を傾け、もう少し検討をするべきであった。

議案第36号弥富市十四山公民館条例及び弥富市十四山体育館条例の一部改正については、十四山公民館の閉館について、施設の老朽化が主な理由といても、調理室の調理器具は使える状態であったので、有効活用を含めた形で活用を考えていただきたいとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第35号及び議案第36号の2件については賛成多数により原案を了承。議案第37号、議案第38号及び議案第46号の3件については、全員賛成で原案を了承したことを御報告とし、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、高橋八重典予算決算委員長。

○予算決算委員長（高橋八重典君） 予算決算委員会委員長報告をさせていただきます。

予算決算委員会に付託された案件は、議案第40号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第4号）をはじめ5件であります。

本委員会は、去る12月19日、委員全員出席により開催し、審査を行いました。その審査経

過と結果を御報告申し上げます。

議案第40号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第4号）及び議案第41号令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第47号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第5号）から議案第49号令和5年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上5件を一括審査しました。

最初に市側から説明があり、委員から通告にて、議案第40号について、自由通路等整備事業においては、限度額を46億2,132万9,000円に増額し、期間を令和5年度から令和12年度までの7年間の債務負担行為として補正計上しているが、償還金額は補正前と比べてどのように変化があるのか。年度ごとの償還金額の差はどれくらいになるのか。また、公債費は今後どのように推移し、年度における公債費のマックスはどれくらいを想定できるのかとの質問に、市側より、まず償還に関わる期間については、年度ごとの借入れに対して主に元金3年据え置きでの20年での償還を予定しており、当初の想定から変更はありません。しかし、事業の完了年度が当初令和9年度の予定が、令和12年度に延びることとなったことにより、償還終了についても当初令和29年度の予定が令和32年度となり、償還が完了する時期が当初の想定から延びることとなっています。

次に、今回の補正に上げている本事業の債務負担行為の増額による年度ごとの償還金額の差については、令和14年度までは補正前に比べて減少し、令和15年度以降、令和24年度まで毎年約2,900万円補正前の想定に比べて増加します。また、市全体の公債費については、本年作成・公表しました令和14年度までの財政計画をベースにして、下水道事業を加味して試算すると、令和6年度から令和13年度までは16億円台後半から17億円台で推移し、自由通路の事業費のウエートが高く、借入額が大きくなると想定される令和10年度借入分の元金償還が始まる令和14年度には18億円を超え、令和11年度借入分の元金償還が始まる令和14年度には18億4,000万円まで上がりますが、現状の市債借入状況を踏まえると、この年が最大となる見込みであるとの答弁がありました。

また、議案第40号については、今後広報「やとみ」等をポスティング業者に委託することだが、委託料1,500万円以上となっている。現在自治会に委託している予算との比較はとの質問に、市側より、区長補助員の報償費の積算は、各種取りまとめ業務等に対する基本額部分として5万円と、広報等の配付等に対する加算部分として、配付数に500円を乗じた額の合計を基本的に報償費としています。

ポスティングへの移行に伴い、加算額部分の積算を見直し、住民基本台帳の地域世帯数を根拠に100世帯刻みで1万円ずつ加算する積算としました。この見直しにより、約550万円削減となります。自治会に委託している予算との比較については、各戸配付や回覧文書は自治会への委託ではなく区長補助員の職務の一つとして依頼しておりますので、区長補助員の報

償費との比較をすると、区長補助員の報償費の令和5年度予算額は約1,500万円になりますとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、議案第40号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第4号）については、自由通路等整備事業の債務負担行為補正について、概算金額の提示での賛成はできない、借金の償還ということが今後の一般会計に大きな影響があるのではないかと。議案第47号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第5号）について、職員の給料が上がることはおおむね認めていきたいと思うが、私たち特別職の報酬まで上げることはまだ理解が得られていないと思うとの反論がありました。

採決の結果、議案第40号は賛成多数により原案を了承、議案第41号は全員賛成で原案を了承、議案第47号は賛成多数により原案を了承、議案第48号及び議案第49号、以上2件は全員賛成で議案を了承したことを御報告し、予算決算委員会の報告を終わります。

すみません、先ほど報告の中の最初のほうのところで、自由通路事業における限度額を46億2,132万9,000円増加し、期間を令和5年度と申し上げましたが、6年度の間違いですので訂正させていただきます。もう一つ、その後段のほうで、今回の補正でお願いしています本事業の債務負担行為の増額による年度ごとの償還金額の差について、令和14年度までは補正前に比べて減少し、令和14年度と申し上げましたが、そこは令和15年度の間違いですので訂正をさせていただきます。失礼しました。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、板倉克典議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典。

通告に従いまして、議案第39号、42号、43号について反対の立場で討論いたします。

まず、議案第39号関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の変更についてですが、この事業の原資がほぼ税金で、弥富市の負担割合が大きいところが賛成しかねる部分になります。弥富市が主体ではなく、企業側が主体で、夜は通行止めになる通路と橋上駅舎化、バリアフリー化はやっていただきたいと思います。それは歓迎でございます。

今後、さらなる右肩上がりの物価高騰で、再びの協定金額変更も考えられる中で、税金など市のお金が同じように右肩上がりになるかどうか不透明であり、ここで立ち止まるべきという考えの下、反対討論とさせていただきます。

次に、議案第42号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてです。

厚生労働省が12月8日に発表した毎月勤労統計調査からですが、今年10月の実質賃金は、前年度同月比マイナス2.3%でした。物価高騰に賃金の伸びが追いついていない状況です。所得の中央値は平成7年を頂点に、現在では平成7年と比べ100万円ほど下がっており、大企業の内部留保は過去最大ですが、中小零細企業で働く市民は、コロナの反動、消費税増税、物価高騰で大変苦しい生活をされています。給与は上がらず、賞与はもっと期待できないという状況です。議員の期末手当を上げることに市民の理解が得られるのか疑問があり、以上の理由から反対とさせていただきます。

議案第43号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてですが、42号議案に対しての反対理由と同じく、物価高騰、消費税増税などで現在大変な生活環境に置かれている市民感情から見て、理解は得られにくいと考え、反対です。以上、議案第39号、42号、43号について反対の討論とさせていただきます。

○議長（平野広行君） 次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

議案第35号、36号、40号、47号について反対討論をさせていただきます。

まず議案第35号でございますけれども、これは十四山中学校の設置条例に対しての廃止という形になるわけでございますけれども、やはりこの十四山地域のほうではまだ人口がどんどんどんどん少なくなっていくという状況になっています。それは、市街化調整区域という状況の中でやむを得ない部分もあるわけですが、やはりそれに対して対策を打ってこなかった結果、人口減ということになり、今現状学校では子供たちも減っていくという中で、統廃合をするということで、編入するというので、この十四山中学校の廃止というふうになっています。ただ、現状としては、唯一3中学校の中でまだプールが使える状態にある中学校であり、このプールがなくなってしまうと、その対応に苦慮していると。じゃあその対応はということで委員会でも確認しましたが、まだその対応の部分は決まっていないという状況でございます。

そして、まだまだやはり地域住民との話し合いというのが不十分さが感じられる部分でございます。やはりこの十四山地域においては、将来的な人口ビジョンを見通しながら対応をしていくべきであり、学校がこの地域からなくなれば、ますます過疎化が進んでしまうというところになります。ですから、やはりこの学校をまだまだ地域住民との話をしっかりしながら、この地域をどうしていくんだということを考えながら対応に当たっていただきたいということで、反対とさせていただきます。

また、議案第36号弥富市十四山公民館条例及び弥富市十四山体育館条例の一部改正でござ

いますけれども、この十四山公民館も廃止ということになっております。理由としては、老朽化ということでございました。しかし、老朽化とはいえ、まだまだ使える設備もあります。また、その跡地利用ということで確認したところ、小学校の廃校と併せて利用を考えるとということでございました。であるならば、その小学校の廃校まで利用できるというふうには考えられますから、現段階で廃止を急ぐ必要はないというところで反対とさせていただきます。

続きまして、議案第40号に関しましてです。

この議案第40号には、債務負担行為といたしまして自由通路整備事業の債務負担行為が入っております。それが38億6,400万円の自由通路を廃止し、今度46億2,132万9,000円という金額になるわけでございます。こうした中で、20年間の返済でこの自由通路事業が全体で8億3,000万円増額されることによって、ピーク時には約3,000万円近く増額するという返済計画になっています。ピーク時では約2億円、単年度でこの返済にかかっていくと、自由通路事業に対してかかっていくということになります。逆に言えば、この2億円は、この自由通路事業を行わなければ他の事業に使える予算であるわけでございますけれども、そうした中で、やはりこの自由通路事業に対して、本当に多額の税金を投入してまで行うべき事業なのかというところの部分が、市民からいろんな疑問が噴き出ています。

そして、この議会が承認してきたということでしたが、その議会での説明によると、説明はされてきました。そして、軽微な変更は利くけれども、構造的な部分の変更できないということで、一点張りでこの事業が進んできた部分があります。しかし、いざこの物価高騰で8億3,000万円という多額の増額補正があるのであれば、やはり構造的な部分も見直しながら、この自由通路事業、本当に円滑な解消方法を図ってやっていくべきかなあというふうに思います。そうした部分において、やはり構造的部分を見直すということを含めて反対とさせていただきます。

議案第47号につきましては、今回の、先ほど板倉議員の討論にあったように、議案第42号、43号の特別職の報酬を上げる補正予算が入っております。先ほど理由としましては、板倉議員の理由でございますけれども、ただ、1点だけ、やはり公務員給料については、私は多くの国民の給料のベースとして、このまま今の物価高騰に対して大いに上げていくべきだというふうには感じております。ただ、その今上げる段階で、じゃあ他の中小企業がまだまだそれには準じていけない、ついていけない、そういう事情もあるわけで、そういう中で、やはり公務員ではなく今度特別職ということで、議員報酬と市長、副市長等の報酬が増額、併せて同じように上がるということを出しておりますけれども、やはりここは市民の理解がまだまだ得られない部分であり、物価高騰に対して給料が追いついてきた段階で、やはりこの市長を含め特別職、私たち議員も含めて、そういう段階で市民の理解が得られるようになってから上げるべきだということで、この議案第47号としても反対とさせていただきます。以上

です。

○議長（平野広行君） 次に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

議案第35号に賛成の立場、39号40号に反対の立場で討論させていただきます。

まず、議案第35号弥富市立学校設置条例の一部改正について賛成の立場で討論します。

教育を受ける権利は、日本国憲法に定められた基本的な人権を保障する重要な権利であります。今回、十四山中学校が廃止されることになり、教育を受ける権利の主体である中学生にとって、大きな影響を受けるものであることを重く受け止めるべきであります。

今回の統廃合は、保護者のアンケートなど様々な条件を比較検討した結果として、中学校再編について最終的には賛同するものであります。今後も教育を受ける中学生の権利を擁護する意味において、弥富市が弥富中学校も弥富北中学校もよりよい教育環境を整備することについて、不断の努力を続けることを多くの市民が求めています。

両校がよい意味で連携し、よい意味で競い合い、中学生本位で教育の質を高めることを望みます。これからの教育は、単に知識習得ではなく、創造的に学び、協力し、自己決定できる力、つまり社会性を身につけることが求められています。子供たちに自己決定できる力を求めている一方で、子供たちは自分の担任さえ決めることができません。自分の個性に合う信頼できる担任を選ぶことができないというのが現状であります。不器用な子供たち、心が弱い子供たちにも、本来自分を守る権利として学校を選択する権利があるはずで、自分の能力を伸ばすためにも、自分の心を守るためにも、子供が学校を選択することを認めるという流れが全国に広がっています。

今回の統合によって、十四山中学校の区域は一律に弥富中学校の区域となりました。もともと弥富中学校と弥富北中学校の区域ですね、これは入り組んでいます。文部科学省自体が通学区域の弾力的運用について通知を出しています。全国的にも柔軟な対応が進んでいます。

さらに、文部科学省においては小・中学校における学校選択制の実施状況について調査をして、様々な事例を示して、子供たちがよりよい学校が選択できるように求めています。

この学校選択制を行うかどうかは、あくまで市町村教育委員会の判断ですが、文部科学省としては、地域の実情や保護者の意向に十分配慮しつつ、児童・生徒の具体的な事情に応じた就学校の指定が行われるよう促しています。現行制度でも、文部科学省が具体的に言えば、いわゆるいじめへの対応、通学距離、部活動等学校独自の活動を利用する場合、こういう子供たちの希望に応じて通学、学校については柔軟に対応されることを進めています。なので、この柔軟な運用について、していただきたいと思います。さらに、今後学校選択制の検討を進めるべきではないのかという意見を付して、賛成討論とします。

続きまして、議案第39号関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の変更に

ついて反対の立場で討論します。

7点申し上げます。

1つ目は、値上げの内容が不明確だということです。

J Rは恐らくかなり詳しく検討を積算していると推測されていますが、肝腎の事業主体であるはずの弥富市は、J Rから聞いた説明を繰り返すだけで、今回の議会の審議でも具体的な内訳を示すことができていないという意味で、ずさんさが明らかになりました。

2つ目は、計画変更の内容が不明確だということです。

工事費を削減するためにエレベーターを1台減らす、天井の高さを低くするなど提案されましたが、委員会審議の中で課長に図面を確認したのかと質問したところ、図面は見せてもらっていない、口頭の説明だけだったということでした。何がわかるか理解できないままに変更を認めろというのは、致命的に変です。

3つ目は、協定の変更に必要な図面などの最低限の条件を備えていない、議案が致命的に不十分だということです。

この議案書は、議案が増額するというだけです。内容を変えるということについて、この議案には入っていません。ということは、同じ内容で金額変更をすればしか読めません。説明の中で、エレベーターが4基から3基になる、面積を減らす、高さを減らすなどのことについて変えると言っていますが、令和4年、昨年4月1日の協定書の重要な構成要素である図面が変わるわけですから、その変更図面が示されないまま、金額だけ変えるのは素人が見ても欠陥のある協定をJ Rと結ぼうとしているというのは明らかです。

4つ目、J RによるJ Rのための事業であること。

委員会の審議で佐藤高清議員から、蟹江町で話を聞いてきたところ、J R東海の工事は聖域であって、J R東海側が全て用意した流れがある。そこに民間の知識を入れるということはJ Rはあまりよしとしない、副市長どうだねと。この質問に副市長は、市が関与できる部分というのは、機能的な部分でどうするかという部分のところはあるにしろ、工事の詳細といますか工事の手法については、私ども市のほうから委託事業でございますので、あれをこうしてほしい、これをこうしてほしいということは申し上げる立場にないという答弁がありました。弥富市は、事業主体が弥富市なので、補助ではなく市がほぼ全額を出して補償でやるんだと言い張ってきました。なので、これは市側の答弁として私は許されないと考えます。市民の利益よりもJ Rの利益が保護される、これはおかしいと市民の皆さんが言っています。

5つ目、市長、副市長の目には市民が見えていないことです。

今回の答弁で多用されたのが、この今の方策が最善の策である、これを繰り返し答弁されました。私どもは、市民の皆さんからいただいた意見を背景に、様々な疑問や改良案を問い

正しましたが、何を聞いてもこれが最善の策であるというのは、市民の声に対して扉を閉ざしていませんか。市民から提案された変更案があれば比較表をつくり、それぞれのメリット・デメリットはあると思います。それをきちんと列挙した上で、どちらがより弥富市と市民にとってよいのか、どちらが最善なのかというのは、究極的に言えば市民が決めることであって、市長が勝手にこれが最善であると言い切るのは主権者である市民に対して越権行為ではないでしょうか。

6つ目、公開の原則が踏みにじられたこと。

市民から意見を集めた議員と市長が対話することにより、市の大きな方針を決定する、これが議会です。なので、議会の公開が進められています。そういう意味で、8億円の増額案が議会運営委員会に市側から上程された時点で、それは速やかに市民に公表すべきものであり、会期前であっても市民から意見を求めるべきものです。例えば、同規模の岩倉市でも、予算案について議会の前に市民に公表し、議会が市民から意見を募集し、それを予算審議に生かしています。このことから、まともな議会であれば議案を速やかに市民にお知らせし、より多くの市民から意見を聞くというのは当然のことです。ところが、私が速やかに市民にお知らせしたことが問題視されたのは、公開の原則を踏みにじる恥ずべきことだと思います。

7つ目、市民の主権者としての立場が踏みにじられていることです。

今回市長は、殊さらに議会でお認めいただきたい、議会でお認めいただきたいという言葉が繰り返されました。市民にはお知らせしたり、意見を聞きたくないのですか。市民は蚊帳の外ですか。市長は市民の意見は聞きたくないのですか。議会制民主主義において、今回市長が市民に知らせずに議会だけで了解を取ろうとしている姿勢は、市民の主権者としての立場が踏みにじられているというふうにしかなれません。

このような市民の関心の高い事業について、重要な案件であれば継続審議にして、次の3か月後の議会までに、それぞれ議員は市民の意見を聞いてきて、それで判断するということができます。仮に議会が市民の意見を聞くということをしないとすれば、これは議会自体が自らの存在意義を自ら抹殺するような自殺的な行為になってしまいます。

まとめとして、最後に市民の意見をお伝えします。

今回、不可抗力として物価上昇により当初の見積りではできないという理由で、JR側から事業内容の見直しの協議を求めてきているわけです。これをよい機会にして、じっくりと協議しましょうと市民の皆さんが言っています。北側に駅前広場を造り、利便性を高めることについては大賛成です。むしろ遅いぐらいです。問題は、目的と手段が混乱していること。具体的に言えば、目的は確かに市の言うように利便性を高めること、橋上化はその手段の一つにすぎません。なのに、いつの間にか橋上化が目的になって、南北一体化、利便性、バリアフリー化が橋上化で全て一度に解決する、まるで魔法の言葉になって思考が停止している

んじゃないかというふうに市民の方が言ってみえます。

何を聞いても三大目標は橋上化しかないとしか答弁できない。市民の皆さんはとっくにおかしいことに気がついています。これを機会に、本当に橋上駅でなければできないのか。名鉄のように、名鉄の他の駅のような地平駅方式の整備案をきちんと協議をして、最少の経費で最大の効果を発揮するように、そして弥富市の将来に財政負担を残さない形で協議をし直すチャンスではないかというふうに皆さん言ってみえます。

また、弥富市監査委員は、昨年令和4年3月24日住民監査請求、このJR名鉄自由通路に関する住民監査請求の結果報告として、本件事業について引用すると、市民に対しての情報提供及び説明が十分に行われているとは言えないことを認めて、本件事業を進めるに当たり、情報共有、合意形成を図り、市民、議会及び関係者に情報を正確に伝えるなどの要望を付言しています。監査委員として、市にこの監査の意見を守らせる監視はされているのでしょうか。弥富市はこの付言に対して真摯に対応することなく、ひたすら事業を進めている。監査委員や市民を冒涇しているのではないのでしょうかということを市民の方から言ってほしいという意見を託されました。

事の重大さを考えれば、継続審議として市民にお知らせし、市民の意見を聞かなければならない、そういう市民から寄せられた意見を付言して、反対討論とします。

次に、議案第40号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第4号）について反対の立場で討論します。

この予算の中に、自由通路の整備事業の債務負担行為について、令和5年度から9年度までの38億6,462万7,000円の債務負担行為を廃止し、新たに令和6年度から令和10年度まで46億2,132万9,000円の債務負担行為の変更が提案されています。

JRの意向に沿った形のみで、弥富市が主体的な検討をせず、特に市民への説明もありません。46億といえば、1世帯当たりで割れば20万円を超える債務負担、つまり借金です。8億円の増額分だけでも1世帯当たり4万円の負担が増えるわけです。これが市民生活に大きな影響を及ぼさないはずはありません。橋上駅舎がどうしても必要なのか、地平駅にして安くできないのか、改めて市民の意見も聞き、JRとも協議をして、じっくりと仕切り直す必要があると思います。

以上、一般会計補正のJRへの債務負担行為について反対討論とします。以上です。

○議長（平野広行君） 次に、加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 5番 加藤明由でございます。

議案第39号、40号について反対討論をさせていただきます。

関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事協定の変更について。

今回提案されている8億3,000万円の工事費用協定金額増額変更ですが、物価高騰が原因

であるものの、あくまで増額部分の金額が8億3,000万円であります。平成20年に移転した弥富中学校の新築工事費24億円、その跡地に平成24年に開校した日の出小学校の設計管理費備品等、プール体育館全てを含めた金額が13億円、平成26年に建て直された白鳥保育所の工事費5億7,000万円、令和4年度に完成した火葬場約10億円、南北の駅周辺整備費用を含めれば、最終的に60億円を突破することも考えられます。この金額は、この新庁舎建設費を上回る弥富町、弥富市始まって以来の最大金額の大事業でございます。金銭感覚が麻痺していませんか。

大事業であるにもかかわらず、その中身は全く不透明であります。忘れかけているというか、もう忘れていますが、この新庁舎完成前には、市長は新しい庁舎に当時使用中の中古の事務机等の備品を持ち込もうとした。あの節約精神はコロナとともにどこかへ吹き飛んでしまった。どのような心境でこの駅事業を大盤振る舞いをされるのでしょうか。

そもそも駅周辺整備及び市道である自由通路部分は多少でも理解するにしても、橋上駅舎化事業でJRの改札口をわざわざ橋上化し、利用者に階段の上り下りをさせることとなります。車椅子、ベビーカー利用の乗降客は二度もエレベーターに乗らなければ電車に乗降できません。これをバリアフリーというのでしょうか。名鉄と同様に南北に地上改札口をつければ、無用の階段の上り下りの必要もなく、エレベーター2基は不要であります。事業費用も10億円程度節約できるではありませんか。なぜこれまでにして利用客に不便を与え、さらには余分な莫大なお金を使わなければならないのか、全く理解不能であります。いま一度、原点に戻って考え直すべきではありませんか。反対討論とさせていただきます。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第34号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号及び議案第38号、以上2件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号及び議案第38号、以上2件は原案のとおり可決されました。

議案第39号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号から議案第46号まで、以上3件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号から議案第46号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

議案第47号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号及び議案第49号、以上2件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号及び議案第49号、以上2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 請願第2号 給食費の無料化および子育て支援の拡充を求める請願

○議長（平野広行君） この際、日程第18、請願第2号を議題とします。

請願第2号に関し、審査の経過と結果の報告を厚生文教委員長に求めます。

○厚生文教委員長（江崎貴大君） 厚生文教委員会委員長報告をいたします。

厚生文教委員会に付託されました案件は、請願第2号給食費の無料化および子育て支援の拡充を求める請願です。

本委員会は、去る12月18日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行いました。

その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に、紹介議員より趣旨説明があり、委員から、保育所、小学校、中学校の給食費用を無償化すると、それぞれどのくらいかかるのか。また、継続的に無償化するために財源をどのように考えているのかとの質問に、紹介議員より、保育所が給食費、給食事業で8,000万円ほど、小学校が1億2,000万円ほど、中学校が5,500万円ほどであったと考えておりますので、合計で約2億5,000万円ほど程度が予算として必要になってくると思います。また、財源としては、例えばJR・名鉄弥富駅の自由通路事業も25年で償還され、その借金の返済は2億5,000万円をピークで、ちょうど給食費と同じような金額になるため、給食費の無償化についてもできると思いますとの答弁がありました。

また、委員から、請願の趣旨中に、日本国憲法は第26条で義務教育はこれを無償とすると定められていることから、給食費の無償化は国が行うべきものだと解されますが、弥富市にその責務があると考えているのかとの質問に、紹介議員より、日本国憲法で定めていることを大前提として、国が施行することが正しいやり方であると思いますが、現状では、全国で今年度491の市町村が給食費の無償化を自治体で行っている中で、請願者は弥富市でも給食費の無償化ができると考えていると思いますとの答弁があり、続けて委員から、給食費の無償化は市の責務ではないという考え方なのか、市の責務であるという考え方なのかとの質問に、紹介議員より、税金を納めている市民にとって、その税金の使い方をしっかりと支援に回してほしいという請願ですので、市なのか国なのか、あるいはお互いが折半するなどその

方法は問わないが、負担を減らしてほしいという考えであると思いますとの答弁がありました。

また、委員から、給食費の無償化について、本市の近隣市町の現状はどうなっているのかとの質問に、紹介議員より、近隣市町においては無償化されている自治体はありませんが、1食当たり20円または30円を引き下げている自治体は多く、津島市に限っては給食費を半額にし、愛西市では保育の副食費を2,000円以上引き下げているという状況ですとの答弁がありました。

また、委員から、3歳児未満の保育料について、弥富市の保育料は具体的に幾ら引下げを求めているのか。また、平成29年以降、弥富市の保育料は県内54市町村の中でも低いほうから10位以内であることを承知しているのか、また児童手当も1人当たり1万5,000円出ていることも考えて請願をされているのかとの質問に、紹介議員より、確かに県平均より20%以上安く、弥富市の保育料は安くなっていると言えます。しかし、現状として3歳児未満では月々4万5,000円ほどの保育料がかかり、大きな負担になっているということですので、具体的に幾ら引き下げしてほしいという金額については請願をいただいていませんが、負担を減らしてほしいというのが請願者の思いですとの答弁がありました。

また、委員から、高校の学費補助拡大、大学の学費補助を行ってほしいという請願については、国が無償化を検討しているので国の動向を見てからと思うがどうかとの質問に、紹介議員より、今国のほうでは3人以上の多子世帯において、大学の学費の無償化等が検討されていることは承知しています。大学の学費については、1人目からも大変ですから、学費補助を考えていただきたいため、請願が出されていると思いますとの答弁がありました。

以上のような付託された請願に対する質疑を経て、討論はなく、採決の結果、賛成少数により不採択と決定されましたことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

請願第2号について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、この給食費及び子育て支援の拡充を求める請願というのは、やはり今の現状、子育て世帯の皆さんの負担増が大きい点から出されたものだということですのでございます。特に、現

在では物価高騰という中で、その金銭的な負担というのはより一層負担が大きいという状況になっています。だからこそ、今こそ支援の拡充をすべきだということをございます。

また、全国的に見ても、給食費の無償化を行う自治体が増えてまいりました。先ほど委員長報告にあったように、今年度で言えば491自治体が全国で無償化をしているという段階でございます。また、近隣市町も大きく値段を引き下げるとい自治体も出てまいりました。そういう中で、やはり弥富市としてもこの無償化に対して真剣に考えていく時期だというふうに思います。

また、3歳未満児の保育料についても、大きな負担があるわけですが、段階として違って来るわけですが、先ほど委員長報告の中にあつた段階としては、10段階という中で、かなり上のほうの段階での所得の方だということをございますけれども、こういう中で、やはり大きな負担があるということと、やはり共働き世代に対しては、本当に預けながらも、この3歳未満児を預けながらも働かざるを得ないという状況があります。そうした中でやはりこの保育料で大きく取ってしまったら、やはりその負担軽減ということで大変な生活を支えるという意味においても、この部分をもっともっと引き下げていく必要があるかと思ひます。

また、保育所の育休退所や土曜日午後預けられる体制というのを、弥富市のほうでも保育士の確保ができてからということをございますけれども、やはりより一層この保育士の確保に早急に努めていただきたいというふうに思ひます。

また、高校の学費補助、現在では弥富市でも年1万円出ている部分もある、私立高校に関しては1万円出ている部分もありますけれども、やはりより一層拡充が求められている部分だと思ひます。ただ、大学の学費については、日本は本当に世界の水準から照らし合わせてもトップクラスに高い学費、世界一と言ってもいい学費となっております。その負担軽減を行っていくということで、先進自治体の事例もあるわけですから、弥富市でもぜひこうした検討に取り組んでいただきたいと思ひます。

最後に、1点訂正させていただきます。

給食費の無償化についてですが、2億5,000万円の財源のうち、JR・名鉄弥富駅自由通路事業で2億5,000万ということで発言させていただいたわけですが、詳細で確認しましたところ1億9,000万円をピークに20年間の返済ということですが、ただ、その差額分の5,000万円については、大きなまだ9億3,000万円の差があるわけですから、弥富市としてもまだまだ余力がありますから、その分を充てれば十分に可能だということをお伝えしながら、この請願に対して賛成の立場で討論とさせていただきます。以上です。

○議長（平野広行君） 次に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

請願第2号給食費の無料化および子育て支援の拡充を求める請願について賛成の立場で討論します。

子供たちの基本的な人権として、学ぶ権利、健やかに育つ権利を守るために、請願で求めているような施策を市民が求めるのは至極当然のことです。弥富市総合計画の基本構想が示している弥富市の目指すべき姿とも一致しているという点で、弥富市においても可能な限りの施策の実現を図っていくべきだと思います。

今後も行政計画の精査や、財政改革により少しでも実現に向けるよう努力をすべきだと思います。しかし、厳しい財政状況の中で直ちに実行できるものでないことも承知しています。今後、財政状況を勘案しながら、実現に向けた行政の努力義務であるという条件を付して、賛成の討論とします。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（平野広行君） 堀岡敏喜議員。

○4番（堀岡敏喜君） 4番 堀岡でございます。

請願第2号給食費の無料化および子育て支援の拡充を求める請願について、反対の立場で討論をいたします。

まずこの請願、ここ1年、2年で全国の自治体で同様の文章で提出されているという部分がございます。そういう意味で、本当に市民の方からの請願なのかというところに信憑性が欠けるということも一つの反対の理由でございます。

現在の給食費無償化を恒久的に実施している自治体は、文科省の調査によりますと、全体の4.4%に当たる76の自治体であります。また、給食費無償化を行っている自治体の73%が人口が1万人以下の町村であることが分かっております。自治体にいる子供の人数が少ないため、無償化を実施できているのだと考えられます。コロナ禍、地方創生臨時交付金などを活用し、一時的に無償化を実施した自治体もございますが、恒久的な実施には至っておりません。

弥富市の現状を考えますと、まず給食を作るには、調理場の環境整備、維持管理費、人件費、食材費などが必要となってまいります。現在、保護者が給食費のうち負担をしているのは、子供の口に入る食べ物の食材費のみであります。それ以外の約6割の経費は、初めから公費負担であります。

次に、無償となる世帯について考えます。生活保護を受けている困窮世帯は、既に給食費は負担をしておりません。生活保護を受けていなくても、それに準じるほど所得が低い家庭は、準要保護世帯として給食費も含めて既に就学費用無料の措置が取られております。

このような現状から見た場合、無償となるのは一般家庭として給食費を支払っている世帯

となります。

請願の本文には、義務教育の子供がいる家庭の経済負担が大きいとあります。もちろん現在の物価高騰の現状からすれば、負担を感じられている家庭は多いと思いますが、生活保護世帯、準要保護世帯など最も本当に困っている義務教育の子供がいる家庭には、無償化した場合の恩恵は受けられないということになります。

何かを対象に無料にすれば、その分他の市民の税金を負担しなければなりません。行政の機能として、所得の再分配という役割が期待をされております。社会の中には、経済的に余裕がある人もいれば、困窮をしている人もいます。そのままでは生活に困る人もおられるので、皆で税金を出して支え合っております。生活の基本は、各人が自立をして生活することです。そして、自力では生活できない方を社会全体で支えております。

今、弥富市が市独自で学校給食の無償化を進める場合、年間約2億5,000万から6,000万円の財政負担を恒久的に要することになり、その他の子育て支援や高齢者福祉、インフラ整備などの重要施策に大きな影響を及ぼすことが懸念をされます。もし弥富市で実施すべき施策があるとすれば、生活困窮世帯、また準要保護世帯に加え、より近い低所得世帯に給食費の補助を広げることのほうが現実的であります。

また、本文冒頭には、憲法第26条、義務教育はこれを無償とするを引用されておりますが、過去の判例から、給食費が義務教育の無償の対象になるかどうかという議論は別にして、憲法の解釈は市議会の範疇を超えるのではないかと考えます。むしろ無償化を実現させるには、自治体間格差を生まないためにも国主導で行うべきと考えます。

私ども公明党は、国への働きかけとして本年5月、政府に対し、2030年までに子供・子育て予算を倍増にすることや、児童手当の拡充など政策の具体化を図るよう求める提言を行っております。その中で、学校給食費の無償化に関しては、実現への課題を整理するとともに、地方自治体が柔軟に対策を講じられるよう、新たな地方財源の確保をすることなどを求めています。文部科学省では、既に全国の小・中学校の実態調査を始めており、今後の無償化に向けての検討を期待するところであります。

次に、その他の項目の保育所の土曜保育についてであります。市は令和7年度から行っていく予定で体制整備を進めております。早急にとの要望ですが、対応に不備がないようしっかり体制を整えて実施するのが現実的であります。

また、高校や大学の学費補助の拡大ですが、子育て支援の拡充の観点から言えば、経済的な支援が必要なのか、学習支援が必要なのか、高校や大学、専門学校等で進学する人、しない人、できない人など、その世代の全ての子供たちが抱える課題について、具体的に伝えていくことこそが重要であります。

本請願に対して、賛同する部分もございしますが、市の範疇を超える部分、局所的な要望、

子育て支援の拡充というには具体性を欠き、あまりにも偏った内容であることから不採択といたしました。

以上、反対討論といたします。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

請願第2号の趣旨に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立少数と認めます。

よって、請願第2号は不採択と決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 請願第3号 高齢者がいきいきと生活できるよう支援を求める請願

○議長（平野広行君） この際、日程第19、請願第3号を議題とします。

請願第3号に関し、審査の経過と結果の報告を厚生文教委員長に求めます。

江崎貴大厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（江崎貴大君） 厚生文教委員会の委員長報告をいたします。

厚生文教委員会に付託されました案件は、請願第3号高齢者がいきいきと生活できるよう支援を求める請願です。

本委員会は、去る12月18日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に、紹介議員より趣旨説明があり、委員から、コミュニティバスは地域性があるが、全て同じような形態にしてほしいという要望なのかとの質問に、紹介議員より、全域の住民から要望が出されているわけではなく、請願者の知り合いの方々から聞いているものだと思いますが、コミュニティバスが利用しづらい地域の方々があり、その方々の移動手段を確保してほしいということと求められていると思いますとの答弁がありました。

続いて委員から、今、大藤栄南地区で実証実験をしており、南部地域における運行についても地域に合った運行形態がまだ検証されておられませんので、地域に合った運行形態を見いだしてからだと思いますが、どのように考えていますかとの質問に、紹介議員より、チョイソコやとみはデマンド形態ということで、行きたい時間に予約をして目的地にたどり着くことができ、また帰りも予約をしてその場所から戻ってこられるというものなので、どの地域においてもそんなに変わらないと思います。また、現状のコミュニティバスでは時間的制約やバス停からの距離等で使いにくさを感じる高齢者の方々がたくさん見えて、そういった

方々の移動手段を確保してほしいというものであり、地域性もあると思いますが、一番困っている地域の方々が利用できるような公共交通を早期に整備してほしいという要望であると思いますとの答弁がありました。

また、委員から、配食サービスについて、金額を下げれば利用しやすいということなのか、ほかに配食の方法や時間帯等の充実を求めているのか、負担額を減らすということなのかとの質問に、紹介議員より、蟹江町では1食230円の自己負担で食べられるので、利用料を引き下げてほしいということでありますとの答弁がありました。

また、委員から、一番大きいタイトルで高齢者がいきいきと生活できるよう支援を求める請願の「いきいきと生活できる」とはどのように考えているのかとの質問に、紹介議員より、「いきいきと」というのは、健康寿命を長くすることが私たちの「いきいきと」につながると感じていますが、請願者の「いきいきと」というのは、高齢者が生活しやすいという趣旨だと思えます。今年金も下がっておりますので、金銭的な負担を軽減してほしいということと、移動手段が欲しいという大きく分けて2点だと思えますとの答弁がありました。

以上のような付託された請願に対する質疑を経て、討論はなく、採決の結果、賛成少数により不採択と決定されましたことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

請願第3号について、賛成の立場で討論させていただきます。

今、高齢者をめぐる生活では、この物価高騰でも年金が下がっていき、本当に今使えるお金がどんどん減っていくと。介護保険や国民健康保険税の負担も大きく、その手元に残るお金というのが本当に少なくなっていくという中で、やはりその負担を下げしてほしいということでございます。

また、移動手段の確保として、やはり足を悪くした高齢者の方々はなかなか今の現状のきんちゃんバスでは使いにくいという中で、早くこのデマンドタクシー、バスを組み合わせたような公共交通に改善してほしいというところでございます。

また、その予算といたしましては、近年弥富市の財政としては実質収支額が年々伸びてきているという中で、十分に対応可能だというところでございます。

そういう中で、やはり介護保険料に関しても、今弥富市では、愛知県内3番目に高い状況になっており、この介護保険に負担を繰り入れることができれば、やっぱり引き下げていく必要もあると思います。

また、国民健康保険税についても、法定外繰入れがなくなっていき、今年度に関しては補正でどうしても入れざるを得ない理由から法定外繰入れされておりますけれども、やはり年々法定外繰入れがなくなってきたことが、こうした国民健康保険税の負担増の原因ともなっておりますので、そうしたこともやはり繰入れをしながら対応して、この高齢者の負担を引き下げていくことが、本当に苦しい生活を強いられている高齢者の負担軽減になるかと思えます。ぜひ今こそ、この高齢者が生き生きと生活できるような支援を進めてほしいということで、この請願に対して賛成とさせていただきます。

○議長（平野広行君） 次に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

請願第3号高齢者がいきいきと生活できるよう支援を求める請願について、賛成の立場で討論します。

日本国憲法は、健康で文化的な生活の保障を国や自治体に求めており、それを実現する施策として介護保険や国民健康保険制度、さらに請願にあるような各種補聴器や配食サービス、日常の買物の足などについて、各自治体の実情に応じて最大の努力が求められることは言うまでもありません。

請願の求めている内容は、第2次弥富総合計画の基本構想、弥富市が目指す姿とも一致するものです。今後も各種計画の精査や財政改革により、少しでも実現に向けるよう努力を求めたいと思います。しかし、厳しい財政状況の中で直ちに実行できるものでありませんが、今後、財政状況を勘案しながら実現に向けた行政の努力義務であるという条件を付して、賛成の討論とします。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありますか。

[挙手する者あり]

○議長（平野広行君） 鈴木みどり議員。

○11番（鈴木みどり君） 11番 鈴木みどり。

請願第3号高齢者がいきいきと生活できるよう支援を求める請願に対し、反対の立場で討論をいたします。

弥富市において、高齢者施設は十分に考えて取り組んでおられると思います。

給食サービス事業では、配食の日数や時間帯、種類などサービスの拡充を図ってきており、利用しやすいような改善が図られております。元気な高齢者は、十四山福祉センター内の喫茶でチケットサービスを利用してにぎやかに会話を楽しんでいる様子もうかがえます。

足の確保の点におきましても、買物支援サービスを開始したり、高齢者向けのタクシーチケットの配付を緩和したり、75歳以上の方は無料できんちゃんバスを利用できます。それに加えて、現在デマンド交通チョイソコやとみの実証実験を行い、さらなる改善を行っている最中でございます。公共交通活性化協議会において、専門家も交えて実証実験の結果を議論いただき、よりこの地域に合わせた形での導入を望んでいます。

以上のように、今あるあらゆる制度の金額を引き下げるだけの支援では、本当の意味での高齢者が生き生きと生活できるようになることにはつながるとは考えられず、多様なサービスをこの地域に合った形で展開していくことで、高齢者の住みよいまちづくりを行っていくことを期待して、請願第3号への反対討論とさせていただきます。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

請願第3号の趣旨に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立少数と認めます。

よって、請願第3号は不採択と決定されました。

ここで、暫時休憩します。再開は3時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時29分 休憩

午後3時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

本日、安藤市長より議案第50号及び議案第51号、以上2件が提出されました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号及び議案第51号、以上2件を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第50号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第21 議案第51号 令和5年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

○議長（平野広行君） この際、日程第20、議案第50号及び日程第21、議案第51号、以上2件を一括議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日、追加提案し御審議いただきます議案は、条例関係議案1件、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第50号弥富市手数料条例の一部改正につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第51号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、価格高騰重点支援給付金を支給するための関連費用や費用等価格高騰対策事業支援金を支給するための費用等を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） 議案の説明を担当部長に求めます。

なお、補正予算については総務部長に求めます。

柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 議案第50号弥富市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、弥富市手数料条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、次の手数料を定めることとした。戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料1件につき400円、除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料1件につき700円。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、令和6年3月1日から施行することとした。

以上でございます。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 議案第51号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億9,518万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を189億3,048万1,000円とするとともに、価格高騰重点支援給付金給付事業（7万円分）の繰越明許費を設定するものでございます。

歳入予算の内容といたしましては、総務費国庫補助金2億9,713万7,000円を増額計上する

一方、財政調整基金繰入金195万3,000円を減額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきまして価格高騰重点支援給付金給付事業（7万円分）の価格高騰重点支援給付金2億2,400万円、衛生費におきまして、海部南部水道企業団負担金5,202万円、農林水産業費におきまして、農業振興事務事業の肥料等価格高騰対策事業支援金850万円を計上するものであります。以上でございます。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第50号及び議案第51号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号及び議案第51号は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第50号及び議案第51号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号及び議案第51号は原案のとおり可決されました。

三浦義光議員から発議第5号が提出されました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 発議第5号 斑点米カメムシ類による農作物被害に伴う早期駆除支援及び収量減少に伴う経済支援を求める意見書の提出について

○議長（平野広行君） この際、日程第22、発議第5号を議題とします。

本案は、議員提案ですので提出者である三浦義光議員に提案理由の説明を求めます。  
三浦義光議員。

○14番（三浦義光君） 14番 三浦義光でございます。

それでは、発議第5号の意見書の提出につきまして、提案理由を申し上げます。

発議第5号斑点米カメムシ類による農作物被害に伴う早期駆除支援及び収量減少に伴う経済支援を求める意見書は、1次産業の安定的収量確保と安心で安全な食糧自給を担保するために特段の措置を講じられるよう、国に対して強く要望するものであります。

以上、この意見書につきましては、関係機関に提出することを提案するものであります。  
よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議第5号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 閉会中の継続審査について

○議長（平野広行君） 日程第23、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

ここで、安藤市長から年末に当たり発言を求められていますので、許可します。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 令和5年第4回弥富市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

11月24日から本日まで29日間、上程いたしました議案を慎重審議賜り、可決、承認をいただき誠にありがとうございました。今会期中、議員各位からの御指摘、御意見等を真摯に受け止め、今後の行政運営の参考にさせていただきたいと存じます。

また、今年1年間、市議会や市民の力強い御支援と多大な御協力をいただきながら、着実に市政を推進することができましたことを心より御礼申し上げます。

さて、振り返りますと、本年も各地で発生する線状降水帯等による自然災害が多く発生し、記録的な猛暑の夏でありました。幸いにも本市におきましては大きな被害はありませんでしたが、我々の経験や想像をはるかに超えた規模の災害が常に起こり得ることを想定し、危機管理に備えていかなければならないと改めて実感しております。

また、これまでの新型コロナウイルス感染症に加え、昨今の物価高騰等の影響により、地域における活動や市民生活は大変厳しい状況ではありますが、本年5月にコロナ感染症が2類相当から5類への移行とともに、コロナ禍以前の元気で明るい姿を取り戻すため、皆様には多大なる御尽力を賜り、徐々に活発化してきたように感じております。本市におきましても、持続可能なまちとするために、子育て支援対策の充実、地域医療、福祉の支援体制づくり、大学、企業との連携協定による取組、さらには弥富駅周辺の一体的なまちづくりを推進し、教育、保育環境の整備の充実等を図り、職員一丸となって全力で取り組んでまいりますので、より一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

引き続き市民の皆様への情報提供をしっかりと行うとともに、皆様の生命と健康を守ることを最優先に、市民生活の安定と経済回復の取組を推進し、大きな期待に応えられるよう、常に皆様の声に耳を傾け、弥富の未来を一緒につくり、将来にわたり持続可能で元気な明るいまちを実現してまいります。

年が明けて、2月末には在任中幾多の御功績を残されました議員各位の任期を迎えることとなります。これまでの御協力と御尽力に心から感謝を申し上げますとともに、2月18日執行の弥富市議会一般選挙に立候補予定の議員におかれましては、全員当選の栄位を得られ、市議会におきまして引き続き弥富市発展のため、諸課題の解決と事業の推進への力強い御支援をお願い申し上げます。

最後になりますが、これから年末に向けて何かと気ぜわしくなりますが、議員各位にはど

うか御自愛され、よき新年を迎えられますとともに、来年が皆様にとりましてよりよき年となりますよう祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平野広行君） それでは、私からも一言御挨拶を申し上げます。

私議長に就任いたしまして1年9か月が過ぎようとしております。皆様におかれましては、地方分権が進む中で活発な御意見をいただき、また議会運営に御協力をいただきましたことを厚く感謝申し上げます。

この1年を顧みまして、議員各位が市民の代表としてよくその重責を全うされ、本市の発展と市民の福祉の増進のために絶大な御尽力を賜りましたことに対しまして、敬意を表し、心からお礼を申し上げます。

市議会は来年3月に新たな体制となり、今まで以上に議員活動を積極的に展開していくことが求められます。今後とも議員一丸となって市民の皆様の御期待にお答えできるよう、議会改革をはじめとした諸問題に取り組んでいかなければならないので、よろしく願い申し上げます。

今年もあと少しとなりました。皆様におかれましては、健康で新しい年を迎えていただきますことを御祈念申し上げまして、簡単ではありますが、私の挨拶に代えさせていただきます。

これをもって令和5年第4回弥富市議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時49分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平野 広 行

同 議員 早 川 公 二

同 議員 三 浦 義 光